

税

問合先 税務課

固定資産税・都市計画税納税通知書、軽自動車税納税通知書を

5月初旬に送付します

納税通知書が5月中旬までに届かない場合は問い合わせてください。

【固定資産税・都市計画税納税通知書（土地・家屋、償却資産）】

土地・家屋を所有の人は面積、評価額、税額などを記載した固定資産課税明細も添付しています。

【軽自動車税納税通知書】

令和5年1月から「軽自動車税納付確認システム（軽JNKS）」の導入に伴い、継続検査窓口での納付状況の確認に納税証明書の提示が原則不要になりました。ただし、次の場合は軽四輪の継続検査の際にも必要な場合があります。



● 軽自動車税（種別割）を納付後すぐに継続検査がある

● 他市へ引越した直後など

※継続検査が必要な二輪の小型自動車は従来通り納税証明書の

提示が必要です。

納税証明書が必要な人は、納税通知書に添付した「軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）」を検査証と一緒に保存しておいてください。

※納税証明書欄に「*」印が入っているもの、金融機関などの領収印がないものは使用できませんので、税務課で納税証明書の交付を受けてください。

【軽自動車税を口座振替で納める人へ】

これまで、軽自動車税を口座振替で納付した人へ継続検査用の納税証明書を郵送していましたが、令和5年度の軽JNKSの運用開始に伴い、今後は継続検査窓口にて納付状況の確認ができる車両（継続検査を必要とする小型二輪を除く）については、納税証明書の郵送はしません。

【軽自動車税を地方税お支払サイト、スマホ決済アプリで納める人へ】

（車検時の納税証明書について）

地方税お支払サイト、スマホ決済アプリでの納付は、領収証書、納税証明書が交付されません。必要な場合は、金融機関やコンビニエンスストアなどの窓口で現金にて納付してください。

大阪府域地方税徴収機構

共同徴収

平成27年度より大阪府域において「大阪府域地方税徴収機構」が設置され、今年度は本市を含む府内39市町村と大阪府が市税・府税の共同徴収を実施しています。

共同徴収の対象になった人には順次、徴収機構への「引継ぎ書」を送付し、府・市町村職員による共同徴収が実施されます。

市税は

納期限までに納めましょう

● 5月は固定資産税・都市計画税・軽自動車税（種別割）の納期月です。

第1期および軽自動車税の納期限は5月31日(金)です。忘れずに納めてください。

※口座振替で納付の場合は、通知書の税額が、指定口座に残っているか確認してください。（領収証書は送付しませんので、通帳記帳などで確認してください。）

地方税お支払サイト、スマホ決済アプリで納付した場合は、領収証書、軽自動車継続検査用納税証明書は交付されませんので、必要な場合は、金融機

関またはコンビニエンスストアなどの窓口で現金にて納付してください。

● 地方税統一QRコードを利用した納付ができるようになりました。スマートフォンやインターネットから、「地方税お支払サイト」で納付ができます。

対象は、固定資産税・都市計画税（償却資産系）、軽自動車税（種別割）および市民税・府民税（普通徴収）の当初納税通知書に同封されている地方税統一QRコードの印刷された納付書かつ納期限内に限られます。再発行依頼などの納付書にはQRコードを印刷することができないので利用できません。

● スマートフォンやタブレット端末、パソコンを使用して、「地方税お支払サイト」へアクセス。QRコードを読み込むことで、クレジットカードやインターネットバンキングなどによる納付が可能です。

● 納付書裏面に記載されているスマホ決済アプリに加え、地方税統一QRコード対応スマホ決済アプリでQRコードを読み取り納付もできます。

● 納付書裏面に記載されている取扱金融機関に加え、全国の地方税統一QRコード対応金融機

関からも納付ができます。

詳しくは、eTAXホームページ（<https://www.eltax.tiago.jp/>）または地方税お支払サイト（<https://www.paymente-tax.tiago.jp/>）をご覧ください。

● 滞納が続くと：納期限までに納めた納税者との公平を保つため、督促状を発送し本来納めるべき税額のほかに延滞金、督促手数料をあわせて納めていただくこととなります。また、大切な市税を確保するため、滞納している人の財産（不動産、預貯金、給料など）を調査し、それらを差し押さえることとなります。

● 市税納付は便利な口座振替で

市税の納期限日に、指定の口座から振り替えて納付することができます。納期ごとに納めに行く手間が省け、納め忘れもなくなります。ぜひ利用してください。口座振替を希望する場合は、通知書に同封する申込書記載の申込期限を確認して取扱金融機関または税務課窓口申し込んでください。

都市計画税って何ですか？

問合せ先 税務課

都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるために課税される目的税です。例えば、街路や公園の整備、下水道の普及、駅前再開発など、泉佐野市全体の都市環境を整備するために使われています。

令和4年度都市計画税収入額…14億9,959万円

【都市計画税の使いみち】

令和4年度は熊取駅西地区整備事業、泉佐野土丸線整備事業、下水道整備のため下水道事業会計繰出金事業、都市計画事業の公債費償還にそれぞれ充当しました。

(単位：万円)

事業名	事業費	充当額
熊取駅西地区整備事業	1億 536	14億9,959
泉佐野土丸線整備事業	1億2,254	
下水道事業会計繰出金事業	14億2,103	
公債費償還事業（元金）	3億 463	
公債費償還事業（利子）	4,590	
合計	19億9,946	14億9,959

減免制度

問合せ先 税務課

【固定資産税】 収入が少ない高齢者などが所有する居住用資産（土地・家屋）のうち、一定の要件を満たすものに減免制度があります。詳しくは広報4月号をご覧ください。

申請期限 納期限（今年度第1期分は5月31日金まで）

必要なもの 令和6年度固定資産税納税通知書、マイナンバーカード

【軽自動車税】 次の軽自動車などには減免制度があります。

- 身体などに障害を有する人が所有している
- 生計を同じくする人が所有し、身体などに障害を有する人のために使用している
- 専ら身体障害者などの利用に供するための構造のもの

申請期限 納期限（5月31日金まで）

必要なもの 身体障害者等の手帳、主に運転される人の運転免許証、納税義務者の「マイナンバーカード」または「通知カードと本人確認書類（運転免許証など）」



固定資産税

よくある疑問に答えます

Q. 今年、固定資産税が急に高くなったのですが、なぜ？

A. 昨年度と比べて税額が高くなるのは、様々な理由が考えられます。よくある例は次のとおりです。

- 家屋の新築後何年か経って、新築住宅の軽減措置の適用期間が切れた場合（軽減期間：一般住宅は新築後3年度分、マンションなど中高層耐火住宅等は新築後5年度分）
- 前年中に新たに土地や家屋を取得した場合
- 土地の現況が変わった場合（農地を宅地にしたなど）

問合せ先 税務課

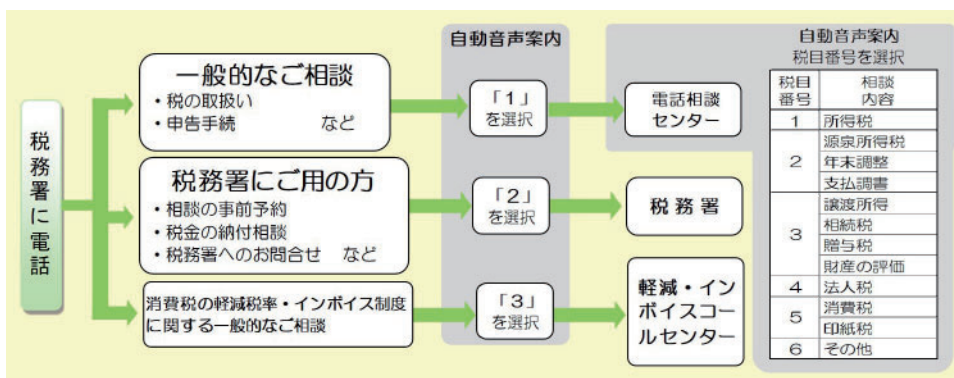
税務署からのお知らせ

【来署による相談の事前予約のお願い】

電話での相談が困難な内容については、所轄の税務署において面接相談を受け付けています。面接相談を希望する人は、所轄の税務署に電話で相談日時を予約してください。予約の際、名前・住所・相談内容を伺い、相談日にお持ちいただく書類な

どをお伝えします。

【国税に関する一般的な相談は電話相談センターへ】



問合せ先

泉佐野税務署

(☎462-3471)



▲納税の窓口

QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

大阪府からのお知らせ
自動車税（種別割）の納期限は5月31日(金)です
府の指定金融機関、指定代理金融機関または収納代理金融機関、府内の郵便局、府税事務所、コンビニエンスストアなどで納付することができます。また、納付書の表面に印字されている「地方税統一QRコード」に対応した金融機関、スマートフォン決済アプリ、「地方税お支払サイト」を利用したクレジットカード納付、ペイジー納付なども可能です。
詳しくは、府ホームページを確認してください。
問合せ先 平日 午前9時～午後5時45分に自動車税コールセンター（☎0570-020156）へ
※一部のIP電話などつながらない場合は（☎06-6776-7021）へ